

東広島市市民文化センター

ご利用案内



東広島市市民文化センター

(公財)東広島市教育文化振興事業団

施設 の 概 要

■アザレアホール (3階)

収容人員	308名 (可動式で120席・264席での使用、 又は全席格納もできます)
客席面積	224㎡ (67坪)
舞 台	間口11m、奥行6.4m
設 備	音響反射板、ピアノ (ベヒシュタイン)、 段差解消機 (車椅子専用) 等
楽 屋	6畳の部屋が2部屋あります
講師控室	応接セットがあります 主催者控室としても使用できます

■研修室1 (2階)

定 員	学校形式で30名
設 備	スクリーン、ホワイトボード等
面 積	60㎡ (18坪)

※展示・販売には使用できません

■研修室2 (2階)

定 員	学校形式で42名
設 備	スクリーン、ホワイトボード等 研修室1とあわせて広く使うことができます
面 積	90㎡ (27坪)

※ 展示・販売には使用できません

■研修室3 (2階)

定 員	可動式12名 (予備 机4、椅子8)
設 備	ホワイトボード等
面 積	43㎡ (13坪)

※展示・販売には使用できません

■日本間 (2階)

20畳の和室をふすまで仕切って10畳2部屋として使用できます
茶道・華道の教室もできます
※会議・研修会には使用できません

■展示コーナー (2階)

設 備	机、椅子、展示パネル等
面 積	64㎡ (19坪)

※会議・研修会には使用できません

◎使用目的・内容により、利用を制限する場合があります。
申込時にご確認ください。

利用の申し込み・許可など

1 受付

利用開始日の3か月前（ホールは12か月前）から原則として7日前までの間に受け付けます。受付時間は午前8時30分から午後5時00分までとします。

例 ホール：翌年11月1日を希望される場合は11月1日の午前8時30分から10月25日午後5時00分まで

申請は先着順とし、午前8時30分までに来られた方で利用希望日時が重複した場合は抽選とします。

電話やFAX等での申請は受け付けておりません。

2 休館日

年末年始（12月28～1月4日）、定期清掃日（4月、7月、10月、1月の第3日曜日とその翌日）

3 利用時間

午前8時30分から午後10時までです。利用時間には、会場の準備、練習、観客の入場、使用後の会場整理、退出時間も含めて利用時間を決めて下さい。

4 使用期間

各室の連続で使用できる期間は次のとおりです。

ア) ホール・楽屋 5日間

イ) 研修室・日本間 3日間

ウ) 展示コーナー 10日間

5 使用料

使用料は、申請時にお支払いください。万一、使用の取消を希望される場合は、使用の30日（ホールは3か月）以前であれば既納の5割の還付を受けることができます。

還付希望の際は、使用料還付申請書を提出してください。

6 使用許可

使用料の納入の後、使用許可書をお渡しします。

7 利用の変更、取り消しなど

許可された内容を勝手に変更したり、利用上の注意事項が守られないときには利用を停止、又は使用許可を取り消すことがあります。この場合において、センターは賠償の責任を負いません。

8 看板、ポスターなどの掲示

看板、ポスターなどの掲示は、あらかじめセンターの職員と協議して決められた場所に掲示してください。

利用上の注意事項

市民文化センターは、東広島市民の大切な財産です。いつも快適に利用していただけるよう、下記の注意事項を必ず守ってください。

1 安全管理

ホール、研修室、展示コーナー、日本間での催物については、次のことに留意してください。

- (1) ホール客席の定員（308名）を必ず守ってください。
- (2) ガムテープや紙テープ、セロテープは、使用後に汚れたり塗装がはがれたりしますので使用しないでください。メンディングテープの使用をお願いします。

また壁、柱、窓、扉などに釘や、がびょう類を打たないでください。

- (3) 備品等を使用予定の方は、事前に職員にお知らせください。
- (4) 事務用品（マジック、カッター、セロテープ等）、茶器等の食器類、ポット、工具類の貸し出しはしておりません。各自でご用意願います。
- (5) 研修室での飲食は、会議中の弁当とお茶程度に限らせていただきます。使用後は机、床を清掃し、空箱、空缶等のゴミは、各自で持ち帰りのうえ処分願います。
- (6) 身体障害者や高齢者の方には、格別の配慮をお願いします。
- (7) 時間延長については、当日の午後5時までには連絡、延長料を納めてください。時間外の受付はいたしません。

受付時間内に延長料が支払われない場合は、時間延長は認められなくなります。

- (8) 両替はいたしておりません。

2 禁止されている行為

次の行為は禁止されていますのでご注意ください。

- (1) 喫煙（敷地内）及び飲食（指定場所以外）
- (2) 舞台、客席での火気・水類の使用
- (3) 危険物、動物の持ち込み
- (4) センターの管理運営に支障をきたしたり、人体に影響を及ぼすことが懸念される音量を出す行為
- (5) その他センターの業務の妨害となる行為

3 使用終了後の注意事項

(1) 原状回復

使用が終わったときは、直ちに器具や設備を撤去し、ゴミ類を片付け、施設をもとの状態に戻してください。

(2) 損害の賠償

施設、設備、備品を損傷したり、滅失したときは、直ちに職員に届けてください。なお利用者の責めに帰すべき理由による場合は、損害を賠償していただきます。

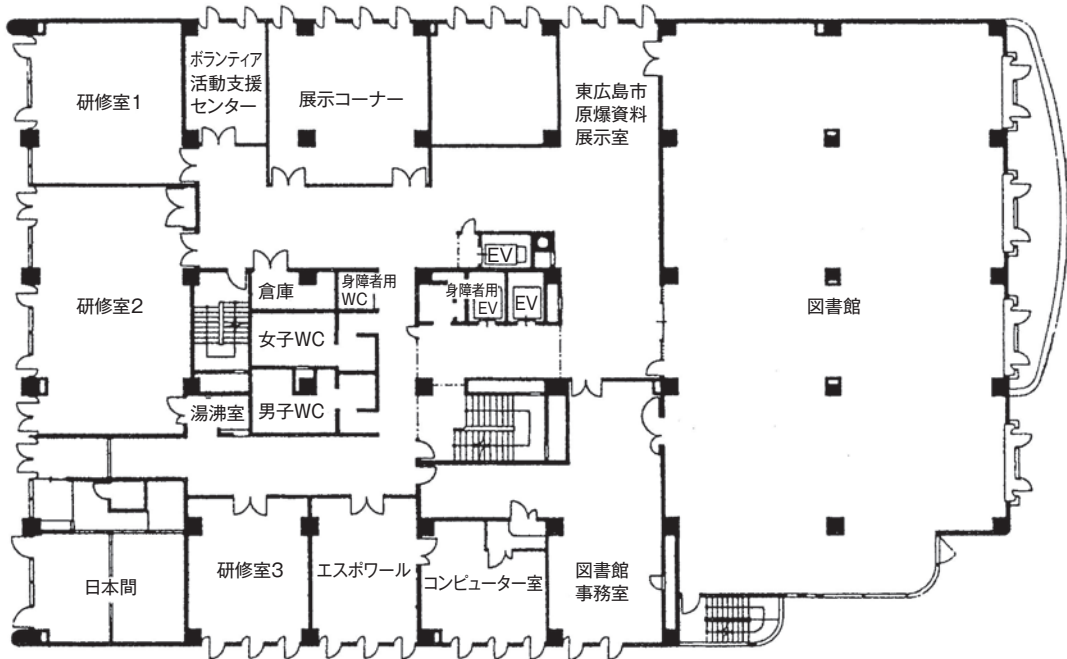
(3) 看板などの撤去

看板や持ち込まれた道具類は、使用終了後、直ちに撤去してください。

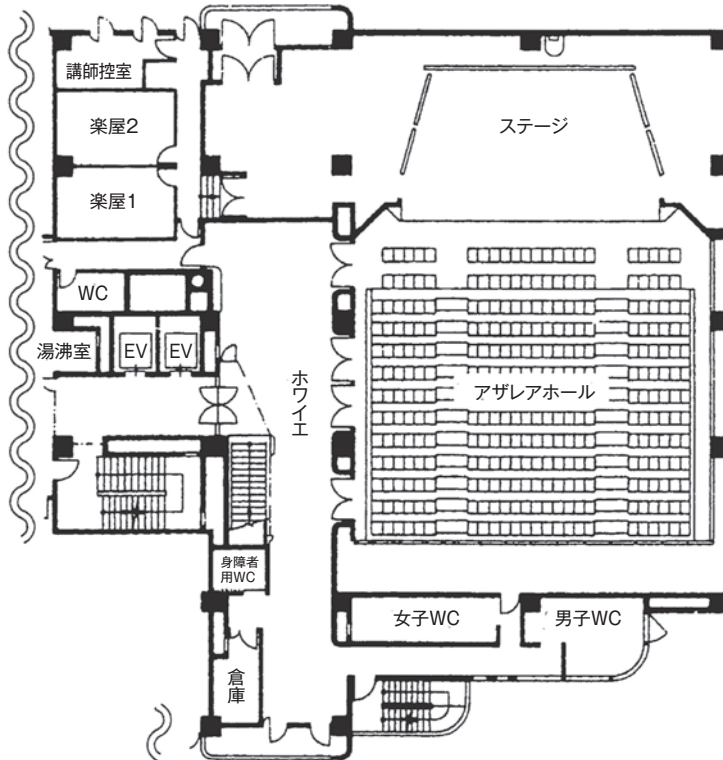
(4) 精 算

附属設備の追加などにより、精算する必要がある場合は点検後、又は職員の指示にしたがって、お支払いください。

2F



3F



東広島市市民文化センター

■指定管理者

公益財団法人 東広島市教育文化振興事業団

〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6

サンスクエア東広島内

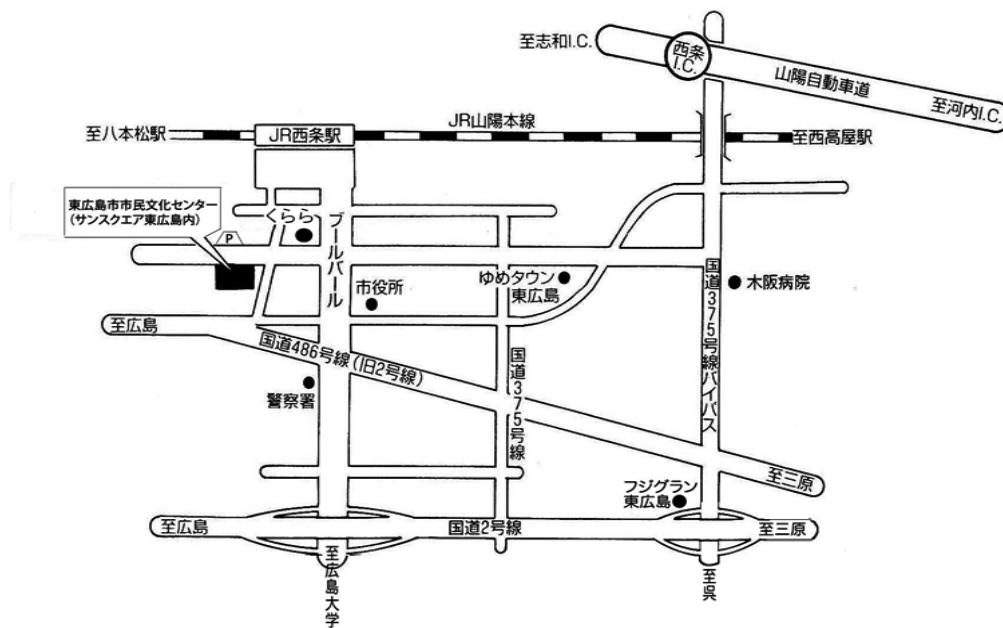
TEL (082)424-3811

FAX (082)423-5251

Eメール：center01@hhface.org

【ホームページ】

<http://www.hhface.org/center/centernew/>



【Facebook】

<https://www.facebook.com/hhface.center>



- 交通／《JRバス・芸陽バス》西条線西条行「西条栄町」下車西へ徒歩2～3分
- 《芸陽バス》「西条西本町」下車北へ徒歩2分
- 《JR》山陽本線西条駅下車南へ徒歩6～7分

